

## 第 3 期香取市子ども・子育て支援事業計画の変更概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、令和8年4月から乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)が全国一律の給付制度として開始されることに伴い、制度の実施に必要な体制を整備するため、「香取市第3期子ども・子育て支援事業計画」において必要となる記載事項を追記するものです。

### 1 変更の理由

令和8年度から「こども誰でも通園制度」が給付制度化されることによる必要事項の追記

### 2 関係法令等

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)

・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号。)

### 3 変更の概要

P82 第4章 施策の展開の(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供等に関する体制確保が必要となるため、こども誰でも通園制度の対象児が満3歳未満までであることを踏まえ、制度終了後の教育・保育施設への円滑な移行に係る記載を追加する。

## 4、第3期香取市子ども・子育て支援事業計画変更案

### (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できることによって、すべての子どもの育ちを支援する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

国の本格実施を踏まえ、令和8年度からの事業実施を見込んでいます。市内の保育施設の意向から確保量を見込んでいますが、制度開始までに各園と調整を進め、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。令和7年度は試行的に事業を実施する予定です。

#### 【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供等に関する体制確保】

令和8年度より開始する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、制度利用終了後の受入れ枠の確保に資するよう幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進するなど、地域の教育・保育施設と連携し、同制度の利用後も教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう支援します。

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4
確 保 方 策	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4